

都市整備部審理員候補者名簿

	処分等の分類	所属	審理員となるべき者	備考
1	都市防災課が行う処分全般	都市整備部 事業調整室 都市防災課	都市防災課参事(密集市街地対策グループ)にある職員	
			都市防災課課長補佐(耐震グループ)にある職員	
2	道路法に基づく処分又は同法に基づく申請に対する不作為(法第46条第2項、第68条第1項若しくは第2項に規定されているものを除く。)	都市整備部 道路室 道路環境課	道路環境課課長補佐(管理グループ長)にある職員	
		都市整備部 道路室 道路整備課	道路環境課主査(管理グループ)にある職員	管理グループ主査全員(4名)が対象
3	共同溝の整備等に関する特別措置法第12条第2項、第14条第1項、第17条、第19条に基づく処分又は同法に基づく申請に対する不作為	都市整備部 道路室 道路環境課	道路整備課主査(総務グループ)にある職員	総務グループ主査全員(2名)が対象
			道路環境課課長補佐(管理グループ長)にある職員	
4	電線共同溝の整備等に関する特別措置法第4条第4項、第10条、第11条第1項、第12条第1項、第15条第1項、第16条第2項、第17条第1項、第26条に基づく処分又は同法に基づく申請に対する不作為	都市整備部 道路室 道路環境課	道路環境課主査(管理グループ)にある職員	管理グループ主査全員(4名)が対象
			道路環境課課長補佐(管理グループ長)にある職員	
5	道路整備特別措置法第53条第2項に規定される地方道路公社が指定市の市道以外の市町村道に関して同法に基づいてした処分その他公権力の行使	都市整備部 道路室 道路環境課	道路環境課課長補佐(管理グループ長)にある職員	
			道路環境課主査(管理グループ)にある職員	管理グループ主査全員(4名)が対象
6	自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第22条第2項に基づく処分	都市整備部 交通戦略室 交通計画課	交通計画課課長補佐(総務グループ長)にある職員	
			交通計画課主査(総務グループ)にある職員	

	処分等の分類	所属	審理員となるべき者	備考
7	河川環境課の担当事務に係る法令(条例、規則等を含む。ただし、大阪府急傾斜地崩壊防止工事に係る負担金の徴収に関する条例に関するものは除く。)に基づく処分又は当該法令に基づく申請に対する不作為 ※大阪府知事が行った処分又は不作為	都市整備部 河川室 河川整備課	河川整備課課長補佐(総務グループ長)にある職員	
			河川整備課主査(総務グループ)にある職員	総務グループ主査(1名)が対象
	河川環境課の担当事務に係る法令(条例、規則等を含む。ただし、大阪府急傾斜地崩壊防止工事に係る負担金の徴収に関する条例に関するものは除く。)に基づく処分又は当該法令に基づく申請に対する不作為 ※上記以外	都市整備部 河川室 河川環境課	河川環境課課長補佐(管理グループ)にある職員	管理グループ課長補佐全員(2名)が対象
			河川環境課主査(管理グループ)にある職員	管理グループ主査全員(3名)が対象
8	大阪府急傾斜地崩壊防止工事に係る負担金の徴収に関する条例に基づく処分又は同条例に基づく申請に対する不作為	都市整備部 河川室 河川環境課	河川環境課課長補佐(砂防グループ長)にある職員	
			河川環境課主査(砂防グループ)にある職員	砂防グループ主査全員(3名)が対象
9	下水道法に基づく処分	都市整備部 下水道室 経営企画課	経営企画課課長補佐にある職員	経営企画課課長補佐全員(2名)が対象
			経営企画課主査にある職員	経営企画課主査全員(4名)が対象
10	公園課公園整備グループの担当事務に係る法令(条例、規則等を含む。)に基づく処分又は当該法令に基づく申請に対する不作為	都市整備部 公園課	公園課課長補佐(公園整備グループ長)にある職員	
			公園課主査(公園整備グループ)にある職員	公園整備グループ主査全員(2名)が対象
11	公園課公園活性化グループの担当事務に係る法令(条例、規則等を含む。)に基づく処分又は当該法令に基づく申請に対する不作為	都市整備部 公園課	公園課課長補佐(公園活性化グループ)にある職員	公園活性化グループ課長補佐全員(2名)が対象
			公園課主査(公園活性化グループ)にある職員	公園活性化グループ主査全員(3名)が対象
12	用地課総務・地価調整グループの担当事務に係る法令(条例、規則等を含む。)に基づく処分又は当該法令に基づく申請に対する不作為	都市整備部 用地課	用地課課長補佐(総務・地価調整グループ長)にある職員	
			用地課主査(総務・地価調整グループ)にある職員	総務・地価調整グループ主査全員(2名)が対象
13	用地課企画・補償グループの担当事務に係る法令(条例、規則等を含む。)に基づく処分又は当該法令に基づく申請に対する不作為	都市整備部 用地課	用地課課長補佐(企画・補償グループ長)にある職員	
			用地課主査(企画・補償グループ)にある職員	企画・補償グループ補償担当主査全員(2名)が対象

	処分等の分類	所属	審理員となるべき者	備考
14	用地課用地・収用グループの担当事務に係る法令(条例、規則等を含む。)に基づく処分又は当該法令に基づく申請に対する不作為	都市整備部 用地課	用地課課長補佐(用地・収用グループ長)にある職員	
			用地課主査(用地・収用グループ)にある職員	用地・収用グループ主査全員(4名)が対象
15	用地課財産管理グループの担当事務に係る法令(条例、規則等を含む。)に基づく処分又は当該法令に基づく申請に対する不作為	都市整備部 用地課	用地課課長補佐(財産管理グループ長)にある職員	
			用地課主査(財産管理グループ)にある職員	財産管理グループ主査全員(2名)が対象
16	高齢者の居住の安定確保に関する法律第7条第4項に定める登録不適合、第8条に定める登録の拒否、第26条に定める登録の取消し	住宅建築局 居住企画課	居住企画課課長補佐(総務調整グループ長)にある職員	
17	高齢者の居住の安定確保に関する法律第79条、第80条、第82条に定める罰則	住宅建築局 居住企画課	居住企画課課長補佐(総務調整グループ長)にある職員	
18	居住企画課が行う処分のうち、高齢者の居住の安定確保に関する法律に係る処分以外のもの	住宅建築局 居住企画課	居住企画課課長補佐の職(総務調整グループ長)にある職員	
19	屋外広告物法第7条に基づく、大阪府屋外広告物条例第18条第1項、第19条、第20条に定める除却命令等の処分	住宅建築局 建築環境課	建築環境課課長補佐(建築環境・設備グループ長)にある職員	
20	大阪府屋外広告物条例第18条第2項に定める許可取消処分	住宅建築局 建築環境課	建築環境課課長補佐(建築環境・設備グループ長)にある職員	
21	屋外広告物法第8条に基づく、大阪府屋外広告物条例第20条の2から第20条の7までに定める、保管、公示、売却等	住宅建築局 建築環境課	建築環境課課長補佐(建築環境・設備グループ長)にある職員	
22	屋外広告物法第9条に基づく、大阪府屋外広告物条例第22条の4に定める屋外広告物業の登録の拒否	住宅建築局 建築環境課	建築環境課課長補佐(建築環境・設備グループ長)にある職員	
23	屋外広告物法第9条に基づく、大阪府屋外広告物条例第22条の8に定める屋外広告物業の登録の抹消	住宅建築局 建築環境課	建築環境課課長補佐(建築環境・設備グループ長)にある職員	
24	屋外広告物法第9条に基づく、大阪府屋外広告物条例第24条の4に定める屋外広告物業の登録の取り消し等	住宅建築局 建築環境課	建築環境課課長補佐(建築環境・設備グループ長)にある職員	

	処分等の分類	所属	審理員となるべき者	備考
25	屋外広告物法第33条に基づく、過料	住宅建築局 建築環境課	建築環境課課長補佐(建築環境・設備グループ長)にある職員	
26	景観法第8条に定める景観計画の決定	住宅建築局 建築環境課	建築環境課課長補佐(建築環境・設備グループ長)にある職員	
27	景観法第16条に定める勧告等	住宅建築局 建築環境課	建築環境課課長補佐(建築環境・設備グループ長)にある職員	
28	景観法第17条に定める命令等	住宅建築局 建築環境課	建築環境課課長補佐(建築環境・設備グループ長)にある職員	
29	景観法第18条に定める行為の着手の制限等	住宅建築局 建築環境課	建築環境課課長補佐(建築環境・設備グループ長)にある職員	
30	景観法第19条に定める景観重要建造物の指定	住宅建築局 建築環境課	建築環境課課長補佐(建築環境・設備グループ長)にある職員	
31	景観法第23条に定める命令等	住宅建築局 建築環境課	建築環境課課長補佐(建築環境・設備グループ長)にある職員	
32	景観法第26条に定める命令または勧告	住宅建築局 建築環境課	建築環境課課長補佐(建築環境・設備グループ長)にある職員	
33	景観法第27条に定める指定の解除	住宅建築局 建築環境課	建築環境課課長補佐(建築環境・設備グループ長)にある職員	
34	景観法第28条に定める景観重要樹木の指定	住宅建築局 建築環境課	建築環境課課長補佐(建築環境・設備グループ長)にある職員	
35	景観法第32条により第23条を準用して定める命令等	住宅建築局 建築環境課	建築環境課課長補佐(建築環境・設備グループ長)にある職員	
36	景観法第34条に定める命令または勧告	住宅建築局 建築環境課	建築環境課課長補佐(建築環境・設備グループ長)にある職員	
37	景観法第45条に定める報告の徴収	住宅建築局 建築環境課	建築環境課課長補佐(建築環境・設備グループ長)にある職員	
38	景観法第83条に定める景観協定の認可(同第84条に定める景観協定の変更の認可、同88条に定める景観協定の廃止の認可)	住宅建築局 建築環境課	建築環境課課長補佐(建築環境・設備グループ長)にある職員	
39	景観法第92条に定める景観整備機構の指定	住宅建築局 建築環境課	建築環境課課長補佐(建築環境・設備グループ長)にある職員	
40	景観法第95条に定める景観整備機構に対する報告徴収、措置命令、取消し等	住宅建築局 建築環境課	建築環境課課長補佐(建築環境・設備グループ長)にある職員	
41	景観法第105条、106条、107条に定める過料	住宅建築局 建築環境課	建築環境課課長補佐(建築環境・設備グループ長)にある職員	

	処分等の分類	所属	審理員となるべき者	備考
42	建築基準法第73条に定める建築協定の認可(第74条に定める建築協定の変更の認可、第76条に定める建築協定の廃止の認可)	住宅建築局 建築環境課	建築環境課課長補佐(建築環境・設備グループ長)にある職員	
43	福祉のまちづくり条例第31条に基づく認定の処分	住宅建築局 建築環境課	建築環境課課長補佐(建築環境・設備グループ長)にある職員	
44	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく処分	住宅建築局建築環境課	建築環境課課長補佐(住環境推進グループ長)にある職員	
45	長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく処分	住宅建築局建築環境課	建築環境課課長補佐(住環境推進グループ長)にある職員	
46	都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく処分	住宅建築局 建築環境課	建築環境課課長補佐(住環境推進グループ長)にある職員	
47	浄化槽法に基づく処分(5条3項、24条、28条2項、32条2項に定める処分)	住宅建築局 建築環境課	建築環境課課長補佐(住環境推進グループ長)の職にある職員	
48	新住市宅街地開発法に基づく権利の設定又は移転の承認関する処分	住宅建築局 建築指導室審査指導課	審査指導課課長補佐(確認・検査グループ長)にある職員	
49	被災市街地復興特別措置法に基づく建築許可に関する処分	住宅建築局 建築指導室審査指導課	審査指導課課長補佐(開発許可グループ長)にある職員	
50	租税特別措置法に基づく優良宅地等の認定に関する処分	住宅建築局 建築指導室審査指導課	審査指導課課長補佐(確認・検査グループ長)にある職員	
51	大阪府建築基準法施行条例第4条に基づく処分	住宅建築局 建築指導室審査指導課	審査指導課課長補佐(開発許可グループ長)にある職員	
52	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づく処分(建築振興課所管除く。)	住宅建築局 建築指導室審査指導課	審査指導課課長補佐(調整グループ長)にある職員	
53	宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく処分(建築安全課所管除く。)	住宅建築局 建築指導室審査指導課	審査指導課課長補佐(確認・検査グループ長)にある職員	
54	都市計画法に基づく処分又はその不作為(同法第3章に係るものに限る。)(他課分掌のもの及び開発審査会に審査請求するものを除く。)	住宅建築局 建築指導室審査指導課	審査指導課課長補佐(確認・検査グループ長)にある職員	
55	建築士法に基づく処分	住宅建築局 建築指導室建築安全課	建築安全課課長補佐(監察・指導グループ長)にある者	

	処分等の分類	所属	審理員となるべき者	備考
56	建築基準法第77条の30、第77条の35、第77条の35の16、第77条の35の19及び第77条の35の20の規定に基づく監督処分、指定の取消し、業務の停止及び委任の解除	住宅建築局 建築指導室建築安全課	建築安全課課長補佐(監察・指導グループ長)の職にある者	
57	宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく処分(審査指導課所管分を除く。)	住宅建築局 建築指導室建築安全課	建築安全課課長補佐(計画・指導グループ長)の職にある者	
58	宅地建物取引業法に基づく処分	住宅建築局 建築指導室建築振興課	建築振興課課長補佐(建設業許可グループ長)の職にある職員	
			建築振興課建設業許可グループ主査(建設業許可総括主査)にある職員	
59	不動産特定共同事業法に基づく処分	住宅建築局 建築指導室建築振興課	建築振興課課長補佐(建設業許可グループ長)にある職員	
			建築振興課建設業許可グループ主査(建設業許可総括主査)にある職員	
60	不動産の鑑定評価に関する法律に基づく処分	住宅建築局 建築指導室建築振興課	建築振興課課長補佐(建設業許可グループ長)にある職員	
			建築振興課建設業許可グループ主査(建設業許可担当総括主査)にある職員	
61	積立式宅地建物販売業法に基づく処分	住宅建築局 建築指導室建築振興課	建築振興課課長補佐(建設業許可グループ長)にある職員	
			建築振興課建設業許可グループ主査(建設業許可担当総括主査)にある職員	
62	建設業法に基づく処分	住宅建築局 建築指導室建築振興課	建築振興課課長補佐(宅建業免許グループ長)にある職員	
			建築振興課宅建業免許グループ主査(宅建業免許総括主査)にある職員	
63	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づく処分	住宅建築局 建築指導室建築振興課	建築振興課課長補佐(宅建業免許グループ長)にある職員	
			建築振興課宅建業免許グループ主査(宅建業免許総括主査)にある職員	
64	住宅経営室が行う処分全般	住宅建築局 住宅経営室経営管理課	経営管理課総括補佐	

	処分等の分類	所属	審理員となるべき者	備考
65	公営住宅使用許可(他課分掌のものを除く。)	住宅建築局 住宅経営室住宅整備課	住宅整備課課長補佐にある職員	住宅整備課課長補佐全員(3名)が対象